

75歳以上で運転免許を更新するとき

道路交通法が改正されて1年が過ぎましたが、75歳以上の方の運転免許更新の流れを解説します。

75歳以上の方の交通事故が増えていることから、平成29年3月から運転免許更新時に認知機能検査を施行することになりました。

記憶力や判断力を測定する検査で、時間の見当識、手がかり再生、時計描画という3つの検査項目について、検査用紙に記入して行います。

認知機能検査は、公安委員会（警察）又は委託された教習所等で受けることができます。検査の実施は、約30分で終わります。

検査は、検査の実施方法について講習を受けた検査員の説明を受けながら進みますので、特別な準備は不要です。

具体的には、次の3つの検査項目を受けます。



1. 時間の見当識

検査時における年月日、曜日及び時間を回答します。

2. 手掛かり再生

一定のイラストを記憶し、採点には関係しない課題を行った後、記憶しているイラストをヒントなしに回答し、さらにヒントをもとに回答します。

3. 時計描写

時計の文字盤を描き、さらに、その文字盤に指定された時刻を表す針を描きます。

100.12が満点で、

第1分類	認知症のおそれあり	49点未満
第2分類	認知機能が低下しているおそれあり	49点以上76点未満
第3分類	認知機能が低下しているおそれなし	76点以上

に分けられます。

第3分類の方 → 約2時間の合理化講習を受けます。

第2分類の方 → 約3時間の高度化講習を受けます。

第1分類の方 → 診断書提出命令が出ます。

医師の診断を受けて、認知症と診断された場合は、免許の停止または取り消しになります。認知症でないと診断された場合は、高度化講習を受けます。

診断には、CTやMRIなどの撮影が必要で、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症のどれに該当するか決めなければいけないので、認知症専門医でないと記載は難しいと思います。

本来ならば、国が詳細な試験を行い、「これに合格しなければ免許は交付しません」とするのが筋なのですが、国土交通省と警察庁が責任をなすり合ったため、結局医者に責任を押し付けた形になりました。認知症専門医が、今回の法改正に大反対したのも無理ありません。認知症非専門医も診断書を書くように依頼されていますが、専門的な記載内容であり、画像診断も必要な上に、責任が重大なことから、記載してもらえない診療所は少ないと思います。一つ言えることは、第1分類の方は、運転免許の自主返納をしていた方がいい。これが一番問題が少ない方法です。